

被扶養者の削除について

現在、被扶養者として認定されている方が、被扶養者の認定要件に該当しなくなったときは、すみやかに事業主に保険証を返却し削除の届出をしてください。

○被扶養者の異動があった場合は、5日以内に届出をしてください。

被扶養者を削除するときの手続き

提出書類	「被扶養者（異動）届」
添付書類	「被保険者証」 「高齢受給者証（交付を受けているとき）」 「限度額適用認定証（交付を受けているとき）」 「特定疾病療養受療証（交付を受けているとき）」 ※被保険者証、高齢受給者証を添付できないときは以下の書類 「健康保険被保険者証滅失届」 「健康保険高齢受給者証滅失届」
提出期限	削除に該当する日から 5日以内

被扶養者を削除するときに該当するケース

扶養しなくなった理由	異動事由日（例）	削除年月日
家族が就職した	就職日＝4月1日	4月1日
家族の収入が認定基準を超えた	収入基準を超えた日 ＝6月1日	6月1日
家族が死亡した	死亡日＝5月26日	翌日 5月27日
離婚した	離婚日＝4月1日	4月1日
失業保険の受給を開始した	待機満了日 ＝9月6日	翌日 9月7日
同居が必須要件の家族が別居した	別居になった日 ＝2月18日	2月18日
家族が75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者になった	75歳の誕生日 ＝8月16日	8月16日
家族が65歳～74歳で一定の障害があると広域連合の障害認定を受けた	障害認定を受けた日 ＝11月13日	11月13日

被扶養者の削除後、国民健康保険等への手続きのため資格喪失証明書が必要なとき

1. 「健康保険資格喪失証明交付申請書」を当健康保険組合のホームページからダウンロード、もしくは電話にて請求してください。
2. 「健康保険資格喪失証明交付申請書」を当健康保険組合に提出してください。
※「健康保険 資格証明交付申請書」は、事業主を経由せずに、被保険者や被扶養者が直接当健康保険組合に提出してください。
3. 当健康保険組合にて内容を確認後、「健康保険資格喪失証明書」を作成し、申請書に記入された住所に送付します。
4. 被扶養者であった方の資格喪失証明書が必要な場合は、「健康保険資格喪失証明交付申請書」の「資格喪失証明書が必要な者について記入するところ」欄に氏名等を記載のうえ、提出してください。

※なお「健康保険資格証明書」は、資格喪失時に自動発行されませんので、必ず「健康保険資格喪失証明交付申請書」を当健康保険組合へ提出してください。